

〒060-0808
 札幌市北区北8条西6丁目2-23-806
 TEL 011-594-8454
 FAX 011-594-8455
 URL http://tomari816.com
 E-mail info@tomari816.com
 郵便振替口座 02790-1-100850



第7回 法廷だより

記念すべき11月11日、第7回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。

厳しい寒さの中 今回も傍聴席は満員

2013年11月11日午後2時より、札幌地裁805号法廷で、第7回口頭弁論期日が開かれました。11月11日は、2年前にこの訴訟が提起された日であり、提訴2周年記念日と7回目の期日が奇しくも重なりました。札幌が急激な冷え込みで襲われた日でしたが、今回も、傍聴席は満席となりました。

今回の期日では、原告側から、準備書面(9)と(10)が陳述され、また、これら書面における主張に関連する証拠が提出されました。準備書面(10)では、福島第一原発事故によ



る放射能汚染が現在ますます拡大していることについて主張しています。今年の夏に、貯蔵タンクから高濃度汚染水が大量に漏れ出ていた事態が国際評価尺度でレベル3とされたことや、貯蔵タンクから溢れた汚染水が地下水にまで達したとみられ、また海に流出していたこと、東京電力の汚染水処理が全く上手くいっていないこと、核燃料が崩壊熱を出し続ける事態は変わらないことなどを具体的に述べています。そして、これら膨大な量の放射性物質が今後どのような分野でどのような悪影響を及ぼすのか予測できないことが放射能汚染の特徴であり、福島事故による放射能汚染が収束どころか拡大する一途であることから、泊原発も原子力発電所として例外ではなくいつたん事故を起こせばその被害は甚大となることを主張し、原告らの人格権を侵害するおそれのあるものであることを訴えています。

準備書面(9)については、弁護団により、パワーポイントによる図表なども映し出しながら、その要旨が口頭で陳述されました。被告である北海道電力が泊原発稼働の許可申請において基準としている基準地震動(原発の設計の基準となる地震の揺れのこと。原発ごとに異なる。)は、データ選択の公平性、適切性を著しく欠くものであり、地震動が過小評価される可能性が極めて高いことを説明しました。そのため、「泊原発の許可申請は、著しく不合理な基準地震動に基づくものであって、耐震重要施設については、基準地震動が作用した場合でも、耐震重要施設を十分に支持することができ、かつ安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ」とする新規則3条及び4条の要件を満たさないことは明らかであると主張しました。また、泊原発では、設定された基準地震動を超える地震動に見舞われる具体的危険性が否定できず、その場合、泊原発がかかる地震に耐えられる保証はどこにも存在しないことも主張しました。

自身の経験や体験から 泊原発の廃炉を訴える

また、原告団からは、マシオン恵美香さんと竹田とし子さんが意見陳述を行いました(各陳述の詳細は別頁で紹介されています)。「被災者支援ネットワーク釧路」の事務局を務めるマシオンさんは、被告北海道電力の株主として今年の定時総会で泊原発廃炉を求める提案議案を他の株主らと出し、泊3号機に対する定期検査終了証交付取消を求める裁判の原告にもなっていました。86年のチェルノブイリ事故以降泊原発の存在に反対し続けていることや、チェルノブイリ事故の強い影響を受けたベラルーシから子供を招く里親活動などの経験・体験を語った上で、3・11後に泊3号機を稼働させ、今年夏には泊原発稼働を申請した被告北海道電力の姿勢に強い疑問を呈しました。また、平成25年度北海道原子力防災訓練参観の経験を通して、自治体や個々の職員に多大な負担が課せられ、大がかりな訓練に莫大な費用をしても、原子力災害が起これば道民全員の安全を保障することは難しいと主張し、泊原発の廃炉を訴えました。

大間原発訴訟の会代表でもある竹田さんは、食品添加物や農業のことを学ぶ中、チェルノブイリ事故によって原発事故の恐ろしさを知り、泊原発建設に反対する100万人署名などにも参加しました。現在、稼働原発ゼロの状態では電力は足りていることから、原発に依存しない社会を目指さなくてはならないこと、 Fukushima事故は現在に至っても全く収束などしていないこと、私達は放射性物質を取りこまないよう注意を払わなければならないという難しい環境に置かれてしまったこと、放射性物質の恐ろしさなどを改めて語った上で、私達に今出来ることはこれ以上新たな放射性物質を生み出すことなく、原子力発電をやめ、省エネルギー、再生可能エネルギーへの転換が必要であることなどを力強く述べました。

次回期日は、2月17日午後3時30分からです。寒さ厳しい折ですが、沢山の人が傍聴席を埋め尽くし、法廷が廃炉に向けての熱気で溢れかえるようにしましょう!

(文責・林 千賀子)

第7回 口頭弁論意見陳述

●「原発はいらない!!」の願いを現実に!!

(原告・竹田とし子)

私は、函館市に住んでいる原告の竹田とし子です。大間原発訴訟の会の代表も務めています。

チエルノブイリが教えた
原発事故の恐しさ

家業の食料品店で事務などをしていきます。子育て中の1981年から無農薬野菜の共



も参加し、函館市で開かれた集会でも、食の安全を求める消費者の立場から建設には反対と訴えました。90年代からは、津軽海峡を挟んだ函館市の対岸の町、青森県大間町に計画されている大間原発の建設差し止め等を求める活動を始めました。

3・11の大地震は、東京電力福島第一原発に水素爆発やメルトダウンといった過酷事故をもたらしました。恐れていた「原発震災」です。五重の壁で守られているといった安全神話とか、国会事故調査委員会の報告書では、規制する側が規制される側の「虜(とりこ)」になっていった、などと言われました。昨年の5月5日には日本の原発は全部止まりました。その後、大飯原発2基が再稼動しましたが、今また稼動原発はゼロです。原発が稼動していなくても電力は足りているし、原発に依存しない社会を目指さなくてはと思います。今でも放射性物質は大気中に放出され続け、汚染水は漏れ続けています。また、津波がくる前に配管が地震で損傷したのではないかと指摘があります。事

故現場ははまだ放射線量が高くて近づけず、事故原因の解明ができないうちの「収束」はないと、多くの人が思うのは当然です。当時の政府は「直ちに」影響はないと言いましたが、突然住む家に戻れなくなった人達には、「原発さえなければ」という言葉が全てです。空に、海に、大地に、撒き散らされてしまった放射性物質を、私たちは取り込まないよう注意を知らわなくてはいけない、そういう難しさの中にいます。今まで、科学技術の恩恵だけが強調されてきました。突然手のひらを返されて、私たちは、裏側の危険に直面させられたといえます。このような事故があっても、原因もまだ究明されなくても、放射性物質や汚染水が漏れ続けていても、なお、原発を動かしたがる人達がいることには、言葉がありません。原発を動かして利益を得る人達に、私たちの生命と未来を預けるわけにはいきません。

今を生きる私たちが
できることは…

原発は、処理することがで

きない、しかも私たちの五感で感じられない危険な放射性廃棄物を、何万年もの長期間にわたって残すことがわかっていきます。ウランの核分裂過程で作られてしまうプルトニウムなどの超ウラン元素は、自然界には存在しませんでした。人の一生とは比べられない長期間、無くならない、取り扱いの難しい物質です。これらを発見した科学者達は、それから一世紀もたないうちに、世界中に放射性物質が散らばることを想像できなかったでしょうか。今の私たちにできることは、これ以上の新たな放射性廃物を生み出すことのないようにすることです。再稼動はお断り。原子力発電をやめ、省エネルギー、再生可能エネルギーへの転換をしなければならぬということです。

裁判所には、この問題に真剣に向き合って審理していただきたいと思えます。泊原発の問題は、泊村や周辺地域だけの問題ではなく、函館市や道南地域に住む私たちの問題、また北海道全体の問題でもあるからです。岩内町から放たれた1000個の風船の

迎えました。一方、国内線口ビーにはペットを移送用ケージに入れた大勢の避難者が疲れた顔で南と北方面の便の受付のため長い列を作っていました。

釧路に戻る飛行便は満席で、津波に見舞われた地域の上空あたりを飛行中、避難者数名が涙を流しておられました。中には原発の近くから避難してきたとおっしゃる方もいました。

自然災害だけでなく複合的に起こった原発事故の恐ろしさを知って世界中が震撼する中、福島原発事故の収束も見ず原因の検証もされないうちに、当事国の電力会社でもある北海道電力が泊原発3号機を新規稼働させてしまったことに、私は大変驚きました。

私はこれまでの本訴訟公判6回を全て傍聴しました。倫理的論拠から、経済的試算の破綻とエネルギー事情や見通しの誤算に拠って、立地条件や地学的根拠に拠って、原発そのものの構造的欠陥を示してその危険性を、住民として、避難者として、消費者として、法律家として、また医療に従事する立場としてなど、論理的に、また命の視点で心情的

側面からも、「泊原発を止めるべき多くの理由」を陳述人の方々が訴えておられました。しかし、残念ながら、これまでの経過の中で、北海道電力はこれらの真剣な訴えや問いかけに応じるところか、本年夏、国に対し、定期点検で停止中の泊原発の再稼働と電力料金の値上げをセットで申請しました。

「企業の発電事業が押し付ける多くの問題」

さる10月8日、私は「平成25年度北海道原子力防災訓練」の参観をしました。北海道は国から防災計画案の策定と共に原子力災害に特化した防災訓練の実施を義務付けられ、これによって北海道の財政にも大きな負担が押し付けられています。災害弱者と呼ばれる障害者、高齢者など要援護者や乳幼児や外国人の居る家庭、仕事で偶然そこに居合わせた労働者や観光客に対する配慮も自治体にその全ての責任が、加えて個々の職員にも命がけの重い任務が課せられます。しかし、あれほど大がかりな訓練に毎年、莫大な出費をしても、原子力災害が起これば道民全員の安全を

保障することは難しいでしょう。

一体、一企業の単なる発電事業によって、何故、これほど多くの問題を人々や環境に押し付けることが許されるのか疑問に思います。北海道電力は直ちに原発という事業をやめて廃炉への手順を計画し、消費者でもある地域住民に愛される公益事業者として立ち直るよう努力を始めるべきです。

以上が、本訴訟に賛同して原告となった私が泊原発を廃炉にしたい理由です。

裁判長、こうした陳述が法律的には一切の影響力を持たないものであるとうかがいました。

しかし、私は、法律に携わる方々は、よりよい社会を作るために、そのご職業に就かれたと信じます。個人人は家庭人として親として、私の心情に共感される部分もありませんだろうと想います。安全な環境で平穏に暮らしたいと望む多くの人々の思いをくんでいただき、今後の審議のご判断に反映させていただきたく、お願いを致します。陳述を終わります。

裁判を傍聴して思うこと

マシオンさん、竹田さんの意見陳述は正鵠を射ています。子供、命、故郷をキーワードに訴状の文言通り「健康に生存する」という最も基本的な人権が侵害される危険……」を切々と訴え胸に迫るものがありました。

しかし昨今、為政者と庶民の認識隔絶には驚きます。小泉政権時に市場主義経済と自己責任、この言葉が全国を席卷しました。この時から本来日本人が持っている伝統、文化情緒そしてアングロサクソンにはない「惻隱の情」までもがこの十数年間で削ぎ落とされたのです。日本人であることを放棄した姿です。まだ

福島事故が収束もしていないし、避難している人々が約14万いるのに、視察先の福島で「原発で経済成長した」「安全な原発を造る」と語り、輸出を進める総理。又担当大臣は再稼働を明言。彼等の福島県民の傷口に塩を塗布していることに気づかない鈍感さ、人の命と経済成長を天秤にかける感覚は常人の目線とは相違ずれていると思います。

政治の最優先は「国民の命を守る」ことでしょう。田中正造は「人民あつて国家あり」と言いましたが、最近の国会は国家がモンスターに変身する法案ばかりで戦前の満州事変頃に戻った感があり、恐怖すら感じます。要するに米国の価値観に染まり51番目の州に成り下がることを為政者は「国際化」と言っているにすぎません。一つの価値観に染まるのがいかに恐ろしいか歴史が証明しています

日本人の広島・長崎・第五福竜丸と続く「核アレギー」を払拭したのは米国の機密文書開示で明らかで米国の思惑、戦略「夢のエネルギー」のターゲットになり旗振り役をした大手新聞社。その後他のメディアも追随。まるで第二次大戦中のマスコミと同じ正義を装いながら根は政府の広告塔です。罪は深く重いです。傍聴している報道関係者は真実正邪を見抜く眼力を持つ「社会の木鐸」たる報道を望みます。

(原告・片山隆志)

2013年11月11日、口頭弁論後、86人の参加で活動報告集会が開かれ、世話人会から2013年度の役員改選と活動方針が提案され参加者の拍手で承認されました。
 裁判の進行状況や、事務局の活動費についての質問、100万人署名の位置づけについてなどの質問があり、小野代表と菅澤弁護士が答えました。

2013年度の活動方針（世話人会提案）

I. 会の組織の見直し

1) 役員人事 2年ごとに見直す（再任はさまたげない）。

	2011～2012	2013～2014
共同代表	小野有五・清水晶子・宮内泰介	小野有五・常田益代・市川守弘（弁護団長兼任）
原告団 団長	斉藤武一	斉藤武一
原告団 副団長	常田益代・竹村泰子	竹村泰子
弁護団 団長	市川守弘	市川守弘
弁護団 事務局長	菅澤紀生	菅澤紀生
事務局長	菅澤紀生（2011.7～2012.3） 小野有五（2012.4～2013.8）	特におかないで事務局メンバーで適宜、行う。
事務局次長	樋口みな子（2012.4～2013.8）	同上
会計監査	在田一則	在田一則・宮内泰介

2) 「原告団全道地域連絡協議会」の新設

さしあたり道内の以下の各地域で、組織をつくって活動している原告による「原告団全道地域連絡協議会」を発足させる。その主旨は、原告団の全道的な活動について協議し、提言することとする。連絡協議会は3～4か月に1回、土曜日など、できるだけ大勢の地域代表者が参加・議論に参加できるように工夫する。交通費ほかは半額を廃炉の会で援助する。各地域からの代表者（暫定的に選ばせていただきましたが、「原告団全道地域連絡協議会」には各組織で話し合い選出した方を派遣してください）

函館（大間原発訴訟の会：竹田とし子）、後志（岩内原発問題研究会：佐藤英行＋「プルサーマルを知らう」後志住民ネットワーク：小林芳子）、小樽（沖山美喜子）、長沼（二宮規一）、室蘭（原発なしで暮らしたい市民の会：グリーンピース：富森保枝）、十勝（十勝連絡会：菅原哲也）、釧路（脱原発ネット釧路：工藤和美）、旭川（チーム「今だから」：松浦美幸・三浦恵美子）、岩見沢・美唄（森山軍治郎）、網走（オホーツクネットワーク：清水晶子）、苫小牧（未定）

II. 年間活動計画

基本方針

1. 泊原発の再稼働に反対し、廃炉をもとめる裁判を支援するために、もっとも有効と思われる活動を行っていく。
2. 道内各地の原告との連絡を密にして、原告の方々の意見をできるだけ反映し、道内各地での活動を盛り上げていく。特に、大間原発の建設阻止、幌延の高レベル放射性廃棄物処理施設の建設阻止運動と連携する。
3. 全国で、廃炉訴訟を行っている訴訟団と連携し、東京での全国集会を企画する。
4. 脱原発をめざす他団体との連携を密にして、脱原発への世論を盛り上げる。
5. 年間予算案は、原則として年間400万くらいをめどに運営。
ただし、全国集会など、大規模イベントについては別途、検討する。
6. 泊原発の「防災・避難計画」の問題点を追及するプロジェクト・チームを立ち上げる。

年間計画

1. 口頭弁論の開催時間と曜日が次のように変わります！
 第8回：2014年2月17日（月）15：30～ 第9回：2014年5月13日（火）15：30～
 第10回：2014年8月26日（火）15：30～ 弁護団を支援し、有効な口頭弁論を行っていく。
2. 廃炉の会が主催する集会・イベント・署名活動など
 - 大きな規模の集会・イベント：原則として、年に2回、11月11日の提訴記念日前後と3.11の震災記念日前後に行う。
 - その他の集会・イベント・呼びかけ：市民に脱原発を働きかける活動を、機をみて柔軟に計画し実施する。「廃炉の会」主催に限らず、脱原発をめざす道内の各団体とも連携（共催・後援・協賛）を図りながら、活動を拡げていく。毎週金曜日の道庁前デモにも参加し応援する。
 - 「原告団全道地域連絡協議会」を通し、各地域からの提案や要望をくみ上げ、全道的に脱原発活動を展開していく。
 - 全国の1000万人署名、全道100万人署名に協力する。
 - 全国の訴訟団の東京集会の準備を行う。
3. 計画中のイベントについて
 - 2014年3月8日（土）に「3.11震災3周年メモリアル集会」を共済ホール（650人収容）で行う。（詳細については同封チラシ参照）
 基調講演：菅直元元首相（福島原発事故当時に責任者であった本人から直接、事故の生の話とさまざまな問題点、さらに脱原発へと転換した経緯を聞く。）
 - 2014年11月の提訴3周年記念行事としては、道内の多数の脱原発各団体と連携して「なぜ今、廃炉か」を理解してもらうイベントを検討している。
4. その他
 - ハイロニュース・HPチームを新設し、これに対応。すでに、かなり更新され、改善されています。是非ごらんください。

活動紹介

十勝連絡会

十勝連絡会代表(芽室町 原告) 中 村 廣 治

11月2日、2周年記念講演会と総会を開きました。講演会の参加者は、講師も含めて65名、総会は会員35名が参加しました。

最初に小野有五先生から、「泊原発周辺の活断層と規制委員会の動向」という演題でお話がありました。規制委員会については、色々な評価があるが、島崎副委員長の活躍は評価できる。原子力規制委員会のHPを見ること。また、ユーチューブに8月14日の審査会合の様子が載っている。厳しく北電を追及しているのでは非見るように。8月14日の審査会合では、北電が提出した資料の不備を指摘したこと、その後北電は10月15日に回答を提出していること、などが説明されました。

審査会合で指摘された問題点は、活断層の運動と津波の想定です。①活断層の運動は、秋田県が想定した規模の想定が求められること(192km、北電は96km)②ゆがみ集中帯の最大範囲については、長さ350km、幅135km、最大地震規模はM8・7を想定すべき。(北電は7・85)

小野先生は、スライドも活用して、日本海の活断層の様子、海底地形の様子、泊原発周辺の地震による隆起の様子(海食洞、ノッチ)を示し、泊原発周辺は、逃げ場のない地域であること(地震による地滑りの発生)、津波が集

中する地形であることを、わかりやすく講演してくれました。

次に、市川守弘弁護士から「泊原発訴訟の転換点と現状と課題」という演題でお話がありました。新基準ができたので、裁判の転換点があった。大きく、3点の話がありました。①新基準とは何か。新基準では各電力会社が自分の想定をもとに申請することになっている。これが問題点。②津波ばかりが追及されていることが問題。福島原発の事故原因について、津波のせいになっているが、地震による激しい損傷が原因ではないか。③シビアアクシデントの時にどう対応するのか。これも裁判の争点。

このあと、防災対策が完全にできるのかどうかの話になり、北海道知事に対してこのことを問うべきではないか、「防災計画」自体が不可能ならば、知事は再稼働にOKを出せないだろう、従って再稼働させないためにも、そういう運動が重要ではないか、と講演を締めくくりました。

講演会のあと、短時間で総会が行われました。経過報告、会計報告、役員人事が承認されました。新世話人に佐々木あずささん、新会計監査に平沢正勝さんが選出されました。他は留任です。総会后、講師を囲んでふじもりで夕食会(14人)がありました。

活動紹介

長沼『まおい・らまつ』

長沼町 原告 水 越 和 恵

2013年11月のその夜、ちょうど1年ぶりとなる、長沼『まおい・らまつ』(通称まおいらまつ)の集まりが、町内の「ポエティカ」(会のメンバーである高塚夫妻の私設ホール、詩と音楽の館)にて開かれました。新しい顔ぶれも迎えて11名が円座になり、互いの自己紹介とこの1年を振り返るの思いを語り合いました。加えて、今後この会をどのようにしてゆくのかの話し合いが重要な議題でした。

2011年秋、長沼町で小野有五氏の講演会があり、それがきっかけで、泊原発を廃炉にする訴訟の原告となることを決意した長沼町と周辺の住民が中心となって『まおい・らまつ』は誕生したのでした。定期的に集まり勉強会と情報交換をする場として、飛鳥詩子さんが「絵本屋・ぼこべん」の2階を提供してくださいました。始めは2週間に1度、途中からは月1度の割合で午後6時半から2〜3時間集まり、裁判の訴状の読み合わせ、原発が日本にできていった歴

史を物語るビデオなどをみる、札幌でのデモや集会の連絡、新聞や刊行物を持ち寄り意見や情報の交換、などを行いました。会のメンバーは原告だけに限らず、関心を寄せる人はどなたでもどうぞ、というゆるいつながりがいいね、ということになっていましたので、加藤多一氏をはじめその時々で顔ぶれは多彩でした。

さらに、広く呼びかけ輪を広げたいと、講演会も2度企画しました。1回目は2012年8月、「ポエティカ」にて、自然エネルギーをめぐる真実について、東京の市民活動家、山田征さんを講師として迎えました。2回目、同11月町民会館にて、福島からご一家で札幌に移住してこられた中手聖一氏を迎えて講演会を開き、福島の実状、放射能をめぐる懸念、について語っていただきました。この講演会には、町民の方々はじめ長沼町長や役員関係者らも出席しました。講演会は2度とも25名程度の参加を得ました。長沼

町は町独自で、主に給食のための放射能測定器を購入しています。この講演会の際、主催者側から挨拶に立たれた詩子さんは、子ども達の未来、という視座から熱く思いを語られました。

しかしそれが、私たちと詩子さんがともに活動できた最期となりました。あまりに突然のご逝去。青天の霹靂。

以来、しばらく音信も途絶えがちであった会のメンバーが再び集うことになったのは、ハイ口の会から、今後、全道の原告とさらに連絡を取り合い訴訟に向けて力を集めていきたい旨の会議への呼びかけがあり、メンバーの二宮氏が出席したからでした。これを良い機会として、再度集まり今後を話し合おう、ということになりました。そして、この夜、廃炉にむけて、ふたたび学びと情報交換の機会をもってゆくことに決まりました。あれほど、「いのち」というキーワードをたいせつに思っていた詩子さんを思い出し、きつと会の再開を喜んでくださっている気がいたします。『まおい・らまつ』とは、アイヌ語で、『まおい(長沼町一帯)』の、『らまつ(いのち)』を意味しているのですから。

原告声

廃炉をめざす運動をもっと広げたい!

「原発なしで暮らしたい会・室蘭」

室蘭市 原告 富盛 保枝

最近「標的の村」という琉球朝日放送制作の映画を観た。標的の村。それはオスプレイの着陸基地の建設に反対する沖繩高江の人々が暮らす、小さな村を縫うように低空飛行訓練をする様が、文字通り、彼らが「標的」になっていることを指しているのだが、原発や再処理場立地の町も同じように「標的」にされたのだと改めて思った。「沖繩と本土の人間を分断し、差別するやり方は、都会と過疎地を分断し、原発を押し付けるのと重なる。原発の廃炉をめざす闘いは、分断と差別をなくしていくことに他ならない。」

11月11日、泊訴訟の裁判傍聴の後の集会で、「原告同志がもっと顔を合わせ、核になって声をあげていこう」との提案があったが賛成だ。かつて「北海道に原発はいらない」という切実な思いで「道民投票条例」をめざして多くの人が動いて署名を集めた。あの時の運動を彷彿とさせるようなことはできないのだろうか？

口を開けば、原発再稼働と電気代値上げのことしか言えない北電の社長に、ノーをつきつけるには何が必要か？原告になつていなくても脱原発を腹に決め、何かできることはないかと考えている人はもっともつといるはずだ。その人たちに賛同人になつてもらい、共に行動できることを探り、裾野を広げていかなければ…。

この日、原告意見陳述したマシオン恵美香さんと竹田とし子さんの凛として法廷に響き渡った声が私の背中を押していた。

海沿いを走る229号線が崩壊すれば

生命線を奪われた町は陸の孤島に

「泊原発の廃炉をめざす会」共同代表

北大名誉教授 小野 有五

泊原発は、北海道の西部、積丹半島の西海岸に位置する。半島の付け根にある泊原発より北の泊村と神恵内村の住民は、海岸沿いを走る国道229号線が唯一の避難路である。しかし、急崖が続き、脆い岩盤の崩落と雪崩を避けるためにトンネルも多い。そのため、神恵内村からは、積丹半島の内部を横切り、半島東側の古平町へぬける約32キロの道道998号線が作られたが、冬は雪で通行止めになることも多い。

て寿都町に行く、②国道5号線に出て北東方向へ約37キロの余市、その先の小樽市へ向かう、③国道5号線を南下して約25キロの倶知安町に行く、④5号線の途中から道道1022号線に入り、赤井川村へ抜けるの4通りであろう。

229号線は泊原発のすぐ裏が掘株トンネルになっており、原発事故の際の通行は疑問であるが、それを南に抜けると、岩内町につく。

北海道が2013年に実施した避難訓練では、内陸で震度6強の地震が想定されただけで、泊原発でもっとも心配される原発沖合の海底活断層によるマグニチュード7・5〜8クラスの大地震やそれに伴う津波は想定されなかった。これが生じれば、生命線となる海岸沿いの229号線は津波や地震による岩盤の崩落で使えなくなる可能性が高く、998号線も、崩壊や地滑りが起き、積雪期や

そこからの主な避難路は、①229号線を南下し

激しい降雪時であれば、まず通れないだろう。原発で事故が起これば、直近の掘株トンネル自体も通れなくなり、そうなるに神恵内村、泊村は完全に陸の孤島となる。ヘリコプターによる救出も暴風雪時には不可能であり、津波が起きれば港からの船での脱出も困難だ。泊周辺では北風や西風が多く、事故時にその風向きであれば、道内が広く放射能に汚染されることは容易に想像がつく。しかし、2013年の避難訓練では南風を想定、住民のほとんどいない積丹半島を避難地域に指定した。住民の多い泊原発の南・東側は屋内避難地域とされ、原発5キロ圏内の住民が30キロ圏外に避難するまで屋内にとどまるという想定で実施された。最後に、事故時の除雪作業は被ばくが前提となるが、作業員が確保できるかどうか北海道は明らかにしていない。

(DAYS JAPAN 2014年1月号の掲載記事より)

特定秘密保護法で原発情報はどうなる！

弁護士 林 千賀子

12月6日夜、特定秘密保護法が成立しました。衆参両院合わせての審議時間はたったの約68時間、多くの国民の反対の声を押し切った、異例の超スピード強行可決でした。

この法案には、実に多くの団体、個人が反対の意見表明を行いました。海外からも強い批判の声が上がりました。法律として成立した今は、施行、適用を許さない運動が続けられています。

なぜ、特定秘密保護法は、こんなにも反対される法律なのでしょう。

それは、この法律が、私達国民の知る権利を大きく侵害する、いまだかつてないほど危険な法律だからです。

この法律では、行政機関が、防衛や外交、特定有害活動やテロの防止に関する情報を「特定秘密」と決めることができる」とされてい

ますが、私達は何が「特定秘密」とされたか知ること出来ません。その一方で、「特定秘密」を漏らした公務員や、聞き出そうとした一般市民は、最高で懲役10年という重い罪に問われるのです。

原発情報も「特定秘密」とされる可能性が大いにあります。原子力発電所の安全性や、放射性物質による被曝の実態・健康への影響といった情報は、「テロリズムの防止」に含まれる懸念があります。「特定秘密」とされてしまえば、私達は、自分たちの命や健康に直接関わる情報を知ることが出来なくなりそうです。それだけでなく、知ろうとすることが犯罪になるのです。

また、特定秘密保護法では、秘密を扱うに相応しい公務員かどうかを調査するために、本人だけでなく、その家族や親戚について、お酒の飲み方、借金、精神

疾患での通院歴などの個人情報や調べ上げられることになっていきます。プライバシー侵害もその大きな問題点の一つです。

知る権利を含む表現の自由は、日本国憲法第21条でも保障された、最も重要な人権の一つです。個々人が人格的に発展するには言論をはじめとする表現活動が不可欠であり、また、個人が属する社会の様々な政治的意思決定を行うにあたっては言論等の表現活動が欠かせないからです。

原発に関する情報は、まさに、個人が生きることに自体に関わり、またどのようなエネルギー社会、環境社会を構築するかに関わるものです。これまでも私たちが国民に隠されることの多かった原発の情報が、特定秘密保護法によって「そのほとんどが」「堂々と」隠されるようなことがあってはなりません。特定秘密保護法に対する抗議の声をなお一層大きくし、廃止に追い込む運動が求められています。

お知らせ

第8回口頭弁論

日時：2月17日（月）15：30～

札幌地方裁判所

集合：14：20 大通公園西11丁目

口頭弁論後、報告集会を開きます。

場所：北海道高等学校教職員センター（南大通西12）

詳細は後日お知らせします。原告・賛同人、多数のご参加をお願いします。

講演会

福島原発メルトダウンその時…現場と官邸の真実

日時：3月8日（土）14：30～17：30

場所：共済ホール6階（札幌市中央区北4条西1丁目）

講演：菅直人氏（第94代内閣総理大臣）

大和田みゆきさん（相馬市在住・看護師）

戸荻春香さん（原告）

資料代：500円

